

# 大分県報

平成三十一年  
号外（二五）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

公安委員会規則	1
大分県道路交通法施行細則の一部改正	1
企業局管理規程	1
大分県企業局職員就業規程の一部改正	1
大分県企業局被服等貸与規程の一部改正	1
病院局管理規程	1
大分県病院局組織規程の一部改正	1
大分県病院局職員との給与に関する規程の一部改正	1
大分県病院局職員就業規程の一部改正	1
警察本部訓令	1
大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正	1
大分県警察の臨時的任用職員に関する規程の一部改正	1
大分県警察の非常勤職員に関する規程の一部改正	1
企業局訓令	1
大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正	1
臨時的任用職員に関する規程の一部改正	1
大分県企業局事務決裁規程の一部改正	1
病院局訓令	1
大分県病院局職員就業規程の一部改正	1
大分県病院局臨時的任用職員に関する規程の一部改正	1
大分県病院局事務決裁規程の一部改正	1

## ○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

大分県公安委員長 石田敦子

大分県公安委員会規則第3号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の一般国道57号の項中「豊後大野市朝地町下野字姉井迫80番2地先」を「竹田市大字会々字七里1465番2」に、「豊後大野市朝地町下野字胡麻町782番1」を「竹田市大字会々字平1242番1」に改め、同表の一般国道212号の項中「中津市三光西株守市郎迫2273番3」を「中津市三光田口字西荒田732番地2」に改め、同表の一般国道442号の項に次のように加える。

豊後大野市朝地町朝地字寺田889番7から竹田市大字会々字七里1465番2まで

別表第2の県道竹田犬飼線の項中「豊後大野市朝地町下野字姉井迫80番2地先」を「豊後大野市朝地町朝地字寺田889番7」に改め、同表の大分市道大分流通業務団地7号線の項に次のように加える。

大分市道西大分1号線	大分市生石一丁目23番から大分市生石二丁目65番まで
大分市道豊海12号線	大分市豊海四丁目1994番222から大分市豊海四丁目1994番222まで
大分市道豊海14号線	大分市豊海四丁目1994番222から大分市豊海三丁目1994番153まで
大分市道豊海16号線	大分市豊海三丁目1994番216から大分市豊海四丁目1994番222まで

### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## ○企業局管理規程

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（公安委規則・企業局管理規程）

平成三十一年三月二十九日

大分県企業局長 神 昭 雄

大分県企業局管理規程第四号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により年次有給休暇が十日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を与えた日から一年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち五日について、企業局長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めた上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。

4 前項に規定する職員が同項に規定する日から一年以内に新たに年次有給休暇を十日以上与えられた場合の同項の規定の適用については、同項中「当該年次有給休暇を与えた日から一年以内」とあるのは「労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十四条の五第二項に規定する履行期間中」と、「五日」とあるのは「同項に規定する日数」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、第二項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数を前二項の規定により与える日数から控除するものとする。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

大分県企業局管理規程第五号

大分県企業局被服等貸与規程の一部を改正する規程

大分県企業局被服等貸与規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

ゴム長靴

水中作業用

各機関ごとに企業局長が別に定める数

を

空調服	屋外作業用	各機関ごとに企業局長が別に定める数
ゴム長靴	水中作業用	各機関ごとに企業局長が別に定める数

に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局組織規程の一部を改正する規程

大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

四十八 精神医療センター準備室

第六条第一項の表に次のように加える。

精神医療センター準備室	一 大分県立精神医療センターの開設準備に関すること。
-------------	----------------------------

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県病院局職員給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百

大分県病院局長 田 代 英 哉

分の二百二十五」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の三項を加える。

3 第一項の規定により年次有給休暇が十日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、当該年次有給休暇を与えた日から一年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち五日について、病院局長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めた上で、あらかじめ時季を指定して与えるものとする。

4 前項に規定する職員が同項に規定する日から一年以内に新たに年次有給休暇を十日以上与えられた場合の同項の規定の適用については、同項中「当該年次有給休暇を与えた日から一年以内」とあるのは「労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十四条の五第二項に規定する履行期間中」と、「五日」とあるのは「同項に規定する日数」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、第二項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数を前二項の規定により与える日数から控除するものとする。

第十一条の三中「、翌年」の下に「（任期が更新される再任用職員にあつては、当該更新後の任期）」を加え、同条ただし書を削る。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第7号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第15条第6項中「及び第2項」を削る。  
第1号様式を次のように改める。

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（病院局管理規程・警察本部訓令）

第1号様式（第4条関係）

遺失・拾得取扱簿

検印	受理 月日	交番等 番号	受 理 番 号	取扱者	金品・数量等	届 出 所 氏 名	処理結果	引継者	引継 出 月 日	受領印
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							
			□遺失( ) □拾得( )							

備考 1 検印欄は、遺失届出書又は拾得物件控書及び拾得物件を確認した者が押印すること。  
 2 受理番号欄は、該当する□内にレ印を付し、括弧内に受理番号を記載すること。  
 3 取扱者欄は、遺失届又は拾得物件を受理した者の氏名を記載すること。  
 4 引継者欄は、遺失届出書又は拾得物件控書及び拾得物件を警察署会計課（執務時間外は当直）に引継ぎを行った者の氏名を記載すること。  
 5 受領印欄は、引継者から遺失届出書又は拾得物件控書及び拾得物件の引継ぎを受けた者が押印すること。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第8号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第6条を次のように改める。

（再度の任用）

第6条 現に臨時的任用職員として任用されている者及びかつて臨時的任用職員であつた者が、第3条第4項の公募に応募することは妨げない。

第14条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める範囲で有給休暇を与えるものとする。

- (1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 その都度必要と認める時間
- (2) 風水震災火災その他非常災害により交通が遮断された場合 その都度必要と認める日又は時間
- (3) 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 正規職員の例により必要と認められる期間

第14条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とする。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（休暇の請求）

第15条 休暇の請求の手続については、正規職員に準ずる。

第2号様式中「場合及び」を「場合、」に、「遮断された場合」を「遮断された場合及び臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、「、忌引き」を削り、同様式中10の次に次のとおり加える。

11 その他 休業中の職員の代替の場合、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行うことがある。

附 則  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第9号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察の非常勤職員の管理に関する規程（平成30年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第22条第2項中「12の項及び13の項」を「11の項及び12の項」に、「14の項」を「13の項」に、「15の項」を「14の項」に、「7の項、11の項及び12の項」を「6の項、10の項及び11の項」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 非常勤職員の親族が死亡した場合で、当該非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	非常勤職員の例により必要と認められる期間
---	----------------------

別表第2の3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から15の項までを1項ずつ繰り上げらる。

第4号様式中

「 選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」

「 選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」に改め、「、忌引き」

大分県企業局長 神 昭 雄

・ 親族が死亡した場合で、その葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

」

第9号様式中

「・風水震災その他の非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合

・ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

」

を

「・ 風水震災その他の非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合

・ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

・ 親族が死亡した場合で、その葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

」

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

本 局  
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に改め、同条第二号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第二号

本 局  
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県企業局長 神 昭 雄

第十五条の二第二項中「十三の項及び十四の項」を「十二の項及び十三の項」に改める。

別表第一に次のように加える。

四 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	正規職員の例により必要と認められる期間
---	---------------------

別表第二の十の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、同表の十一の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とする。

第六号様式中「場合及び」を「場合、」と、「場合には」を「場合及び臨時的任用職員の親族が死亡した場合で当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときには」に改め、「引き」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第三号

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県企業局長 神 昭 雄

別表第一の一の表の四の項の課長の欄中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 就業規程第十条第三項及び第四項の規定に基づき、所属職員に、時季を指定して年次有給休暇を与えること。

別表第三の二の項の事業所の長の欄中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 就業規程第十条第三項及び第四項の規定に基づき、センター長等に、時季を指定して年次有給休暇を与えること。

別表第三の二の項の部長及び室長の欄中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 就業規程第十条第三項及び第四項の規定に基づき、所属職員に、時季を指定して年次有給休暇を与えること。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第二十九条第一項中「第十一条第三項ただし書」を「第十一条第二項ただし書」に改め、「とき」の下に「及び同条第三項の規定により年次有給休暇を与えるとき」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第二号

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第一条中「臨時的任用職員」の下に「（医師を除く。）」を加える。

第十五条の二第二項中「十三の項及び十四の項」を「十二の項及び十三の項」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（医師の管理）

第二十条 臨時的任用職員として任用される医師の管理について必要な事項は、病院局長が別に定める。

別表第一に次のように加える。

<p>四 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>正規職員の例により必要と認められる期間</p>
--	----------------------------

別表第二の十一の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とする。

第七号様式中「届出及び」を「場合、」に改め、「出頭する場合」の次に「及び臨時的任用職員の親族が死亡した場合で当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき」を加え、「引き」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

本局  
病院

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県病院局長 田代英哉

別表第一の第十一の項の項目の欄中「育休法」の下に「、大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）を「就業規程」を加え、「、大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）を「就業規程」を削り、同項の局長の欄中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 就業規程第十一条第三項及び第四項の規定に基づき、次長の意見を聴取し、及び時季を指定して年次有給休暇を与えること。

別表第一の十一の項の次長の欄中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 就業規程第十七条の規定に基づき、職員の休暇を就業規程別表第二第二十二号に規定する前各号に準ずる原因による特別休暇として取り扱うことの承認をすること。

別表第二の一の表の四の項の項目の欄中「この項中」の下に「大分県病院局職員就業規程を「就業規程」、」を加え、「、大分県病院局職員就業規程を「就業規程」を削り、同項の院長の欄中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二号中「大分県病院局職員就業規程」を「就業規程」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号中「（院長、統括副院長、副院長、がんセンター所長及び総合周産期母子医療センター所長をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同欄第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 就業規程第十一条第三項及び第四項の規定に基づき、院長等（院長、統括副院長、副院長、がんセンター所長及び総合周産期母子医療センター所長をいう。以下この項において同じ。）、事務局長、主任部長及び課長（医師に限る。）の意見を聴取し、及び時季を指定して年次有給休暇を与えること。

別表第二の一の表の第四の項の事務局長の欄中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 就業規程第十一条第三項及び第四項の規定に基づき、課長（医師を除く。）の意見を

聴取し、及び時季を指定して年次有給休暇を与えること。  
別表第二の一の表の第四の項の課長の欄中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 就業規程第十一条第三項及び第四項の規定に基づき、職員（院長等、事務局長、主任部長及び課長を除く。）の意見を聴取し、及び時季を指定して年次有給休暇を与えること。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。